

## 議案第12号

富士見市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

第7期高齢者保健福祉計画の策定等に伴い、富士見市介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市介護保険条例の一部を改正する条例

富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「29, 592円」を「30, 864円」に改め、同項第2号中「41, 428円」を「43, 209円」に改め、同項第3号中「44, 388円」を「46, 296円」に改め、同項第4号中「53, 265円」を「55, 555円」に改め、同項第5号中「59, 184円」を「61, 728円」に改め、同項第6号中「65, 694円」を「68, 518円」に改め、同号ア中「という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「76, 939円」を「80, 246円」に改め、同項第8号中「97, 653円」を「101, 851円」に改め、同項第9号中「100, 612円」を「104, 937円」に改め、同項第10号中「112, 449円」を「117, 283円」に改め、同項第11号中「118, 368円」を「123, 456円」に改め、同項第12号中「124, 286円」を「129, 628円」に改め、同項第13号中「130, 204円」を「135, 801円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「26, 632円」を「27, 777円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の富士見市介護保険条例第10条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度までの保険料については、なお従前の例による。